

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十九年三月十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十四号

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例（平成二十八年三月奈良県条例第四十九号

）附則第一項第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年三月十八日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。